

足利市訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(給付制限対象者用)(1/5)

令和6年4月版

介護予防訪問介護相当サービス指定事業者(A2)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

サービスコード		サービス内容略称		算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A3	1211	訪問型サービス11(制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1月につき)	週1回程度	70%	1,176	1月につき
A3	1213	訪問型サービス11・同一減算1(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	1,058	
A3	2211	訪問型サービス11・同一減算2(制限)		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	70%	999	
A3	2213	訪問型サービス11・同一減算3(制限)		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	70%	1,034	
A3	1215	訪問型サービス11日割(制限)		週1回程度	70%	39	1日につき
A3	1217	訪問型サービス11・日割・同一減算1(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	35	
A3	2215	訪問型サービス11・日割・同一減算2(制限)		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	70%	33	
A3	2217	訪問型サービス11・日割・同一減算3(制限)		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	70%	34	
A3	1221	訪問型サービス12(制限)		週2回程度	70%	2,349	1月につき
A3	1223	訪問型サービス12・同一減算1(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	2,114	
A3	2221	訪問型サービス12・同一減算2(制限)		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	70%	1,996	
A3	2223	訪問型サービス12・同一減算3(制限)		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	70%	2,067	
A3	1225	訪問型サービス12日割(制限)		週2回程度	70%	77	1日につき
A3	1227	訪問型サービス12・日割・同一減算1(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	69	
A3	2225	訪問型サービス12・日割・同一減算2(制限)		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	70%	65	
A3	2227	訪問型サービス12・日割・同一減算3(制限)		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	70%	67	
A3	1231	訪問型サービス13(制限)		週2回を超える程度	70%	3,727	1月につき
A3	1233	訪問型サービス13・同一減算1(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	3,354	
A3	2231	訪問型サービス13・同一減算2(制限)		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	70%	3,167	
A3	2233	訪問型サービス13・同一減算3(制限)		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	70%	3,279	
A3	1235	訪問型サービス13日割(制限)		週2回を超える程度	70%	123	1日につき
A3	1237	訪問型サービス13・日割・同一減算1(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	110	
A3	2235	訪問型サービス13・日割・同一減算2(制限)		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	70%	104	
A3	2237	訪問型サービス13・日割・同一減算3(制限)		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	70%	108	

足利市訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(給付制限対象者用)(2/5)

令和6年4月版

介護予防訪問介護相当サービス指定事業者(A2)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位					
種類	項目										
A3	1200	訪問型サービス21(制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1回につき)	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	70%	287	1回につき				
A3	1201	訪問型サービス22(制限)		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	70%		179			
A3	1203	訪問型サービス23(制限)			(二)所要時間45分以上の場合	70%		220			
A3	1204	訪問型サービス短時間サービス(制限)		(3)短時間の身体介護が中心である場合		70%		163			
A3	1311	訪問型サービス初回加算(制限)	ハ 初回加算			200単位加算	70%	200	1月につき		
A3	1321	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ(制限)	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	70%	100			
A3	1322	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ(制限)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	70%	200			
A3	1205	訪問型サービス口腔連携強化加算(制限)	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	70%	50	月1回程度		
A3	1331	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅰ(制限)	ヘ 介護職員処遇改善加算	週1回程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1,176単位の137/1000 加算	70%	161	1月につき		
A3	1332	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅱ(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1,176単位の100/1000 加算	70%	117			
A3	1333	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅲ(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1,176単位の55/1000 加算	70%	64			
A3	1336	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅰ(制限)		週2回程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	2,349単位の137/1000 加算	70%	321			
A3	1337	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅱ(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	2,349単位の100/1000 加算	70%	234			
A3	1338	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅲ(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2,349単位の55/1000 加算	70%	129			
A3	1341	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅰ(制限)		週2回を超える程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	3,727単位の137/1000 加算	70%	510			
A3	1342	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅱ(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	3,727単位の100/1000 加算	70%	372			
A3	1343	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅲ(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3,727単位の55/1000 加算	70%	204			
A3	1391	訪問型サービス11特定処遇改善加算Ⅰ(制限)		ト 介護職員等特定処遇改善加算	週1回程度	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1,176単位の63/1000 加算	70%		74	
A3	1392	訪問型サービス11特定処遇改善加算Ⅱ(制限)				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1,176単位の42/1000 加算	70%		49	
A3	1393	訪問型サービス12特定処遇改善加算Ⅰ(制限)			週2回程度	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2,349単位の63/1000 加算	70%		147	
A3	1394	訪問型サービス12特定処遇改善加算Ⅱ(制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	2,349単位の42/1000 加算	70%	98			
A3	1395	訪問型サービス13特定処遇改善加算Ⅰ(制限)	週2回を超える程度		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	3,727単位の63/1000 加算	70%	234			
A3	1396	訪問型サービス13特定処遇改善加算Ⅱ(制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3,727単位の42/1000 加算	70%	156			
A3	1501	訪問型サービスベースアップ等支援加算1(制限)	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	週1回程度		1,176単位の24/1000 加算	70%	28			
A3	1502	訪問型サービスベースアップ等支援加算2(制限)		週2回程度		2,349単位の24/1000 加算	70%	56			
A3	1503	訪問型サービスベースアップ等支援加算3(制限)		週2回を超える程度		3,727単位の24/1000 加算	70%	89			

足利市訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(給付制限対象者用)(3/5)

令和6年4月版

介護予防訪問介護相当サービス指定事業者(A2)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

サービスコード		サービス内容略称		算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A3	1361	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅰ・同一減算1(制限)	へ 介護職員処遇改善加算	①週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1,058単位の137/1000 加算	70%	144	1月につき
A3	1362	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅱ・同一減算1(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1,058単位の100/1000 加算	70%	105	
A3	1363	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅲ・同一減算1(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1,058単位の55/1000 加算	70%	58	
A3	1371	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅰ・同一減算1(制限)		②週2回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	2,114単位の137/1000 加算	70%	289	
A3	1372	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅱ・同一減算1(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	2,114単位の100/1000 加算	70%	211	
A3	1373	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅲ・同一減算1(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2,114単位の55/1000 加算	70%	116	
A3	1381	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅰ・同一減算1(制限)		③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	3,354単位の137/1000 加算	70%	459	
A3	1382	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅱ・同一減算1(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	3,354単位の100/1000 加算	70%	335	
A3	1383	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅲ・同一減算1(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3,354単位の55/1000 加算	70%	184	
A3	2344	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅰ・同一減算2(制限)	へ 介護職員処遇改善加算	①週1回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	999単位の137/1000 加算	70%	136	
A3	2345	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅱ・同一減算2(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	999単位の100/1000 加算	70%	99	
A3	2346	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅲ・同一減算2(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	999単位の55/1000 加算	70%	54	
A3	2347	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅰ・同一減算2(制限)		②週2回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1,996単位の137/1000 加算	70%	273	
A3	2348	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅱ・同一減算2(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1,996単位の100/1000 加算	70%	199	
A3	2349	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅲ・同一減算2(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1,996単位の55/1000 加算	70%	109	
A3	2350	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅰ・同一減算2(制限)		③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	3,167単位の137/1000 加算	70%	433	
A3	2351	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅱ・同一減算2(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	3,167単位の100/1000 加算	70%	316	
A3	2352	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅲ・同一減算2(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3,167単位の55/1000 加算	70%	174	
A3	2353	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅰ・同一減算3(制限)	①週1回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1,034単位の137/1000 加算	70%	141		
A3	2354	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅱ・同一減算3(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1,034単位の100/1000 加算	70%	103		
A3	2355	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅲ・同一減算3(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1034単位の55/1000 加算	70%	56		
A3	2356	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅰ・同一減算3(制限)	②週2回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	2,067単位の137/1000 加算	70%	283		
A3	2357	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅱ・同一減算3(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	2,067単位の100/1000 加算	70%	206		
A3	2358	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅲ・同一減算3(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2,067単位の55/1000 加算	70%	113		
A3	2359	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅰ・同一減算3(制限)	③週2回を超える程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	3,279単位の137/1000 加算	70%	449		
A3	2360	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅱ・同一減算3(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	3,279単位の100/1000 加算	70%	327		
A3	2361	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅲ・同一減算3(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3,279単位の55/1000 加算	70%	180		

足利市訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(給付制限対象者用)(4/5)
 介護予防訪問介護相当サービス指定事業者(A2)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

令和6年4月版
 ※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位					
種類	項目										
A3	1397	訪問型サービス11特定処遇改善加算Ⅰ・同一減算1(制限)	ト 介護職員等特定処遇改善加算 ①週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1,058単位の63/1000 加算	70%	66	1月につき			
A3	1398	訪問型サービス11特定処遇改善加算Ⅱ・同一減算1(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1,058単位の42/1000 加算	70%	44				
A3	1399	訪問型サービス12特定処遇改善加算Ⅰ・同一減算1(制限)		②週2回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2,114単位の63/1000 加算	70%		133		
A3	1400	訪問型サービス12特定処遇改善加算Ⅱ・同一減算1(制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	2,114単位の42/1000 加算	70%		88		
A3	1401	訪問型サービス13特定処遇改善加算Ⅰ・同一減算1(制限)		③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	3,354単位の63/1000 加算	70%		211		
A3	1402	訪問型サービス13特定処遇改善加算Ⅱ・同一減算1(制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3,354単位の42/1000 加算	70%		140		
A3	2365	訪問型サービス11特定処遇改善加算Ⅰ・同一減算2(制限)	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算 ①週1回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	999単位の63/1000 加算	70%	62				
A3	2366	訪問型サービス11特定処遇改善加算Ⅱ・同一減算2(制限)		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	999単位の42/1000 加算	70%	41				
A3	2367	訪問型サービス12特定処遇改善加算Ⅰ・同一減算2(制限)		②週2回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1,996単位の63/1000 加算	70%		125		
A3	2368	訪問型サービス12特定処遇改善加算Ⅱ・同一減算2(制限)			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1,996単位の42/1000 加算	70%		83		
A3	2369	訪問型サービス13特定処遇改善加算Ⅰ・同一減算2(制限)		③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	3,167単位の63/1000 加算	70%		199		
A3	2370	訪問型サービス13特定処遇改善加算Ⅱ・同一減算2(制限)			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3,167単位の42/1000 加算	70%		133		
A3	2374	訪問型サービス11特定処遇改善加算Ⅰ・同一減算3(制限)		①週1回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1,034単位の63/1000 加算	70%		65		
A3	2375	訪問型サービス11特定処遇改善加算Ⅱ・同一減算3(制限)			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1,034単位の42/1000 加算	70%		43		
A3	2376	訪問型サービス12特定処遇改善加算Ⅰ・同一減算3(制限)		②週2回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2,067単位の63/1000 加算	70%		130		
A3	2377	訪問型サービス12特定処遇改善加算Ⅱ・同一減算3(制限)			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	2,067単位の42/1000 加算	70%		86		
A3	2378	訪問型サービス13特定処遇改善加算Ⅰ・同一減算3(制限)		③週2回を超える程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	3,279単位の63/1000 加算	70%		206		
A3	2379	訪問型サービス13特定処遇改善加算Ⅱ・同一減算3(制限)			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3,279単位の42/1000 加算	70%		137		
A3	1504	訪問型サービス11ベースアップ等支援加算・同一減算1(制限)		①週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		1,058単位の24/1000 加算	70%		25		
A3	1505	訪問型サービス12ベースアップ等支援加算・同一減算1(制限)			②週2回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		2,114単位の24/1000 加算		70%		50
A3	1506	訪問型サービス13ベースアップ等支援加算・同一減算1(制限)				③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			3,354単位の24/1000 加算		70%
A3	2380	訪問型サービス11ベースアップ等支援加算・同一減算2(制限)		①週1回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		999単位の24/1000 加算	70%		23		
A3	2384	訪問型サービス12ベースアップ等支援加算・同一減算2(制限)			②週2回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		1,996単位の24/1000 加算		70%		47
A3	2385	訪問型サービス13ベースアップ等支援加算・同一減算2(制限)				③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			3,167単位の24/1000 加算		70%
A3	2386	訪問型サービス11ベースアップ等支援加算・同一減算3(制限)	①週1回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			1,034単位の24/1000 加算	70%	24			
A3	2387	訪問型サービス12ベースアップ等支援加算・同一減算3(制限)			②週2回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		2,067単位の24/1000 加算	70%	49		
A3	2388	訪問型サービス13ベースアップ等支援加算・同一減算3(制限)	③週2回を超える程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			3,279単位の24/1000 加算	70%	78			

足利市訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(給付制限対象者用)(5/5)

令和6年4月版

介護予防訪問介護相当サービス指定事業者(A2)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

訪問型高齢者虐待防止措置を未実施の事業所が訪問型サービス(独自/定率)を行う場合

サービスコード		サービス内容略称		算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A3	2000	訪問型サービス11・虐待減算11(制限)	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合 (1月につき)	週1回程度	1,176単位の所定単位(12単位)減算	70%	1,164	1月につき	
A3	2001	訪問型サービス11日割・虐待減算11日割(制限)			39単位の所定単位(1単位)減算	70%	38	1日につき	
A3	2002	訪問型サービス12・虐待減算12(制限)		週2回程度	2,349単位の所定単位(23単位)減算	70%	2,326	1月につき	
A3	2003	訪問型サービス12日割・虐待減算12日割(制限)			77単位の所定単位(1単位)減算	70%	76	1日につき	
A3	2004	訪問型サービス13・虐待減算13(制限)		週2回を超える程度	3,727単位の所定単位(37単位)減算	70%	3,690	1月につき	
A3	2005	訪問型サービス13日割・虐待減算13日割(制限)			123単位の所定単位(1単位)減算	70%	122	1日につき	
A3	2006	訪問型サービス21・虐待減算21(制限)	ロ 1月当たりの 回数を定める場合 (1回につき)	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287単位の所定単位(3単位)減算	70%	284	1回につき
A3	2007	訪問型サービス22・虐待減算22(制限)		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位の所定単位(2単位)減算	70%	177	
A3	2008	訪問型サービス23・虐待減算23(制限)			(二)所要時間45分以上の場合	220単位の所定単位(2単位)減算	70%	218	
A3	2009	訪問型サービス短時間・虐待減算短時間(制限)		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163単位の所定単位(2単位)減算	70%	161	

※介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。また、A2のコードと異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合にかかわらず70%となります。

足利市訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(三割負担者・給付制限対象者用)(1/5)

令和6年4月版

介護予防訪問介護相当サービス指定事業者(A2)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

サービスコード		サービス内容略称		算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A3	1403	訪問型サービス11(三割・制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)	週1回程度	60%	1,176	1月につき
A3	1404	訪問型サービス11・同一減算1(三割・制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	1,058	
A3	1460	訪問型サービス11・同一減算2(三割・制限)		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	60%	999	
A3	1461	訪問型サービス11・同一減算3(三割・制限)		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	60%	1,034	
A3	1405	訪問型サービス11日割(三割・制限)		週1回程度	60%	39	1日につき
A3	1406	訪問型サービス11日割・同一減算1(三割・制限)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	35		
A3	1462	訪問型サービス11・日割・同一減算2(三割・制限)	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	60%	33		
A3	1463	訪問型サービス11・日割・同一減算3(三割・制限)	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	60%	34		
A3	1407	訪問型サービス12(三割・制限)		週2回程度	60%	2,349	1月につき
A3	1408	訪問型サービス12・同一減算1(三割・制限)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	2,114		
A3	1464	訪問型サービス12・同一減算2(三割・制限)	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	60%	1,996		
A3	1465	訪問型サービス12・同一減算3(三割・制限)	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	60%	2,067		
A3	1409	訪問型サービス12日割(三割・制限)		週2回程度	60%	77	1日につき
A3	1410	訪問型サービス12・日割・同一減算1(三割・制限)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	69		
A3	1466	訪問型サービス12・日割・同一減算2(三割・制限)	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	60%	65		
A3	1467	訪問型サービス12・日割・同一減算3(三割・制限)	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	60%	67		
A3	1411	訪問型サービス13(三割・制限)		週2回を超える程度	60%	3,727	1月につき
A3	1412	訪問型サービス13・同一減算1(三割・制限)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	3,354		
A3	1468	訪問型サービス13・同一減算2(三割・制限)	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	60%	3,167		
A3	1469	訪問型サービス13・同一減算3(三割・制限)	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	60%	3,279		
A3	1413	訪問型サービス13日割(三割・制限)		週2回を超える程度	60%	123	1日につき
A3	1414	訪問型サービス13・日割・同一減算1(三割・制限)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	110		
A3	1470	訪問型サービス13・日割・同一減算2(三割・制限)	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	60%	104		
A3	1471	訪問型サービス13・日割・同一減算3(三割・制限)	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 ×88%	60%	108		

足利市訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(三割負担者・給付制限対象者用)(2/5)

令和6年4月版

介護予防訪問介護相当サービス指定事業者(A2)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位			
種類	項目									
A3	2010	訪問型サービス21(三割・制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1回につき)	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		60%	287	1回につき		
A3	2011	訪問型サービス22(三割・制限)		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	60%	179			
A3	2012	訪問型サービス23(三割・制限)			(二)所要時間45分以上の場合	60%	220			
A3	2013	訪問型サービス短時間サービス(三割・制限)		(3)短時間の身体介護が中心である場合		60%	163			
A3	1415	訪問型サービス初回加算(三割・制限)	ハ 初回加算		200単位加算	60%	200	1月につき		
A3	1416	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ(三割・制限)	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	60%	100		
A3	1516	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ(三割・制限)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	60%	200		
A3	1472	訪問型サービス口腔連携強化加算(三割・制限)	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	60%	50	月1回程度		
A3	1417	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅰ(三割・制限)	ヘ 介護職員処遇改善加算	週1回程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1,176単位の137/1000 加算	60%	161	1月につき	
A3	1418	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅱ(三割・制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1,176単位の100/1000 加算	60%	117		
A3	1419	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅲ(三割・制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1,176単位の55/1000 加算	60%	64		
A3	1424	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅰ(三割・制限)		週2回程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	2,349単位の137/1000 加算	60%	321		
A3	1425	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅱ(三割・制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	2,349単位の100/1000 加算	60%	234		
A3	1426	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅲ(三割・制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2,349単位の55/1000 加算	60%	129		
A3	1431	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅰ(三割・制限)		週2回を超える程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	3,727単位の137/1000 加算	60%	510		
A3	1432	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅱ(三割・制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	3,727単位の100/1000 加算	60%	372		
A3	1433	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅲ(三割・制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3,727単位の55/1000 加算	60%	204		
A3	1422	訪問型サービス11特定処遇改善加算Ⅰ(三割・制限)		ト 介護職員等特定処遇改善加算	週1回程度	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1,176単位の63/1000 加算	60%		74
A3	1423	訪問型サービス11特定処遇改善加算Ⅱ(三割・制限)				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1,176単位の42/1000 加算	60%		49
A3	1429	訪問型サービス12特定処遇改善加算Ⅰ(三割・制限)			週2回程度	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2,349単位の63/1000 加算	60%		147
A3	1430	訪問型サービス12特定処遇改善加算Ⅱ(三割・制限)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)			2,349単位の42/1000 加算	60%	98		
A3	1436	訪問型サービス13特定処遇改善加算Ⅰ(三割・制限)	週2回を超える程度		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	3,727単位の63/1000 加算	60%	234		
A3	1437	訪問型サービス13特定処遇改善加算Ⅱ(三割・制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3,727単位の42/1000 加算	60%	156		
A3	1507	訪問型サービス11ベースアップ等支援加算(三割・制限)	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	週1回程度		1,176単位の24/1000 加算	60%	28		
A3	1508	訪問型サービス12ベースアップ等支援加算(三割・制限)		週2回程度		2,349単位の24/1000 加算	60%	56		
A3	1509	訪問型サービス13ベースアップ等支援加算(三割・制限)		週2回を超える程度		3,727単位の24/1000 加算	60%	89		

足利市訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(三割負担者・給付制限対象者用)(3/5)

令和6年4月版

介護予防訪問介護相当サービス指定事業者(A2)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

サービスコード		サービス内容略称		算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A3	1438	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅰ・同一減算1(三割・制限)	へ 介護職員処遇改善加算	①週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1,058単位の137/1000 加算	60%	144	1月につき
A3	1439	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅱ・同一減算1(三割・制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1,058単位の100/1000 加算	60%	105	
A3	1440	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅲ・同一減算1(三割・制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1,058単位の55/1000 加算	60%	58	
A3	1445	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅰ・同一減算1(三割・制限)		②週2回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	2,114単位の137/1000 加算	60%	289	
A3	1446	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅱ・同一減算1(三割・制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	2,114単位の100/1000 加算	60%	211	
A3	1447	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅲ・同一減算1(三割・制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2,114単位の55/1000 加算	60%	116	
A3	1452	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅰ・同一減算1(三割・制限)		③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	3,354単位の137/1000 加算	60%	459	
A3	1453	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅱ・同一減算1(三割・制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	3,354単位の100/1000 加算	60%	335	
A3	1454	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅲ・同一減算1(三割・制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3,354単位の55/1000 加算	60%	184	
A3	1473	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅰ・同一減算2(三割・制限)		①週1回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	999単位の137/1000 加算	60%	136	
A3	1474	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅱ・同一減算2(三割・制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	999単位の100/1000 加算	60%	99	
A3	1475	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅲ・同一減算2(三割・制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	999単位の55/1000 加算	60%	54	
A3	1476	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅰ・同一減算2(三割・制限)		②週2回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1,996単位の137/1000 加算	60%	273	
A3	1477	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅱ・同一減算2(三割・制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1,996単位の100/1000 加算	60%	199	
A3	1478	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅲ・同一減算2(三割・制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1,996単位の55/1000 加算	60%	109	
A3	1479	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅰ・同一減算2(三割・制限)		③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	3,167単位の137/1000 加算	60%	433	
A3	1480	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅱ・同一減算2(三割・制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	3,167単位の100/1000 加算	60%	316	
A3	1481	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅲ・同一減算2(三割・制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3,167単位の55/1000 加算	60%	174	
A3	1482	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅰ・同一減算3(三割・制限)		①週1回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1,034単位の137/1000 加算	60%	141	
A3	1483	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅱ・同一減算3(三割・制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1,034単位の100/1000 加算	60%	103	
A3	1484	訪問型サービス11処遇改善加算Ⅲ・同一減算3(三割・制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1,034単位の55/1000 加算	60%	56	
A3	1485	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅰ・同一減算3(三割・制限)		②週2回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	2,067単位の137/1000 加算	60%	283	
A3	1486	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅱ・同一減算3(三割・制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	2,067単位の100/1000 加算	60%	206	
A3	1487	訪問型サービス12処遇改善加算Ⅲ・同一減算3(三割・制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2,067単位の55/1000 加算	60%	113	
A3	1488	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅰ・同一減算3(三割・制限)		③週2回を超える程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	3,279単位の137/1000 加算	60%	449	
A3	1489	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅱ・同一減算3(三割・制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	3,279単位の100/1000 加算	60%	327	
A3	1490	訪問型サービス13処遇改善加算Ⅲ・同一減算3(三割・制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3,279単位の55/1000 加算	60%	180	

足利市訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(三割負担者・給付制限対象者用)(4/5)

令和6年4月版

介護予防訪問介護相当サービス指定事業者(A2)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位				
種類	項目									
A3	1443	訪問型サービス11特定処遇改善加算Ⅰ・同一減算1(三割・制限)	ト 介護職員等特定処遇改善加算 ①週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1,058単位の63/1000 加算	60%	66	1月につき		
A3	1444	訪問型サービス11特定処遇改善加算Ⅱ・同一減算1(三割・制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1,058単位の42/1000 加算	60%	44			
A3	1450	訪問型サービス12特定処遇改善加算Ⅰ・同一減算1(三割・制限)		②週2回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2,114単位の63/1000 加算	60%		133	
A3	1451	訪問型サービス12特定処遇改善加算Ⅱ・同一減算1(三割・制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	2,114単位の42/1000 加算	60%		88	
A3	1457	訪問型サービス13特定処遇改善加算Ⅰ・同一減算1(三割・制限)		③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	3,354単位の63/1000 加算	60%		211	
A3	1458	訪問型サービス13特定処遇改善加算Ⅱ・同一減算1(三割・制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3,354単位の42/1000 加算	60%		140	
A3	1491	訪問型サービス11特定処遇改善加算Ⅰ・同一減算2(三割・制限)	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算 ①週1回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	999単位の63/1000 加算	60%	62			
A3	1492	訪問型サービス11特定処遇改善加算Ⅱ・同一減算2(三割・制限)		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	999単位の42/1000 加算	60%	41			
A3	1493	訪問型サービス12特定処遇改善加算Ⅰ・同一減算2(三割・制限)		②週2回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1,996単位の63/1000 加算	60%		125	
A3	1494	訪問型サービス12特定処遇改善加算Ⅱ・同一減算2(三割・制限)			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1,996単位の42/1000 加算	60%		83	
A3	1495	訪問型サービス13特定処遇改善加算Ⅰ・同一減算2(三割・制限)		③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	3,167単位の63/1000 加算	60%		199	
A3	1496	訪問型サービス13特定処遇改善加算Ⅱ・同一減算2(三割・制限)			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3,167単位の42/1000 加算	60%		133	
A3	1497	訪問型サービス11特定処遇改善加算Ⅰ・同一減算3(三割・制限)		①週1回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1,034単位の63/1000 加算	60%		65	
A3	1498	訪問型サービス11特定処遇改善加算Ⅱ・同一減算3(三割・制限)			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1,034単位の42/1000 加算	60%		43	
A3	1499	訪問型サービス12特定処遇改善加算Ⅰ・同一減算3(三割・制限)		②週2回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2,067単位の63/1000 加算	60%		130	
A3	1500	訪問型サービス12特定処遇改善加算Ⅱ・同一減算3(三割・制限)			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	2,067単位の42/1000 加算	60%		86	
A3	1517	訪問型サービス13特定処遇改善加算Ⅰ・同一減算3(三割・制限)		③週2回を超える程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	3,279単位の63/1000 加算	60%		206	
A3	1518	訪問型サービス13特定処遇改善加算Ⅱ・同一減算3(三割・制限)			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3,279単位の42/1000 加算	60%		137	
A3	1510	訪問型サービス11ベースアップ支援加算・同一減算1(三割・制限)		①週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1,058単位の24/1000 加算	60%		25	
A3	1511	訪問型サービス12ベースアップ支援加算・同一減算1(三割・制限)			②週2回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	2,114単位の24/1000 加算		60%	50
A3	1512	訪問型サービス13ベースアップ支援加算・同一減算1(三割・制限)				(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)	3,354単位の24/1000 加算		60%	80
A3	1519	訪問型サービス11ベースアップ支援加算・同一減算2(三割・制限)		①週1回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	999単位の24/1000 加算	60%		23	
A3	1520	訪問型サービス12ベースアップ支援加算・同一減算2(三割・制限)			②週2回程度 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1,996単位の24/1000 加算		60%	47
A3	1521	訪問型サービス13ベースアップ支援加算・同一減算2(三割・制限)				(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)	3,167単位の24/1000 加算		60%	76
A3	1522	訪問型サービス11ベースアップ支援加算・同一減算3(三割・制限)	①週1回程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1,034単位の24/1000 加算	60%	24		
A3	1523	訪問型サービス12ベースアップ支援加算・同一減算3(三割・制限)			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	2,067単位の24/1000 加算	60%	49		
A3	1524	訪問型サービス13ベースアップ支援加算・同一減算3(三割・制限)	③週2回を超える程度 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)	3,279単位の24/1000 加算	60%	78		
					(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅳ)					

足利市訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(三割負担者・給付制限対象者用)(5/5)

令和6年4月版

介護予防訪問介護相当サービス指定事業者(A2)が、給付制限対象者のサービス費を請求する場合に使用します。

※水色・・・新設、黄色・・・変更、灰色・・・廃止

訪問型高齢者虐待防止措置を未実施の事業所が訪問型サービス(独自/定率)を行う場合

サービスコード		サービス内容略称		算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A3	2014	訪問型サービス11・虐待減算11(三割・制限)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1,176単位の所定単位(12単位)減算	60%	1,164	1月につき	
A3	2015	訪問型サービス11日割・虐待減算11日割(三割・制限)		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	39単位の所定単位(1単位)減算	60%	38	1日につき	
A3	2016	訪問型サービス12・虐待減算12(三割・制限)		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	2,349単位の所定単位(23単位)減算	60%	2,326	1月につき	
A3	2017	訪問型サービス12日割・虐待減算12日割(三割・制限)			77単位の所定単位(1単位)減算	60%	76	1日につき	
A3	2018	訪問型サービス13・虐待減算13(三割・制限)		要支援2(週2回を超える程度)の場合	3,727単位の所定単位(37単位)減算	60%	3,690	1月につき	
A3	2019	訪問型サービス13日割・虐待減算13日割(三割・制限)			123単位の所定単位(1単位)減算	60%	122	1日につき	
A3	2020	訪問型サービス21・虐待減算21(三割・制限)	ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287単位の所定単位(3単位)減算	60%	284	1回につき
A3	2021	訪問型サービス22・虐待減算22(三割・制限)		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位の所定単位(2単位)減算	60%	177	
A3	2022	訪問型サービス23・虐待減算23(三割・制限)			(二)所要時間45分以上の場合	220単位の所定単位(2単位)減算	60%	218	
A3	2023	訪問型サービス短時間・虐待減算短時間(三割・制限)		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163単位の所定単位(2単位)減算	60%	161		

※介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。また、A2のコードと異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合にかかわらず60%となります。